

棚田の里 酒谷 景観計画



平成 25 年 4 月

日 南 市

棚田の里酒谷 景観計画

目 次

第1章 棚田の里酒谷 景観計画について

1. 景観計画策定の目的	1
2. 景観計画の位置づけ	2
3. 景観計画策定までの流れ	3
4. 景観計画の構成	4

第2章 景観計画の区域

1. 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号に関する事項）	5
-------------------------------------	---

第3章 景観計画区域における良好な景観に関する方針

1. 良好な景観まちづくりに向けた課題	7
2. 景観まちづくりの将来像	8
3. 景観まちづくりの基本方針（景観法第8条第3項に関する事項）	9

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（景観法第8条第2項第2号に関する事項）

1. 届出対象行為	12
2. 事前協議	13
3. 景観形成基準	14
4. 届出のフロー	16

第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号に関する事項）

1. 景観重要建造物の指定の方針	17
2. 景観重要樹木の指定の方針	17

第6章 景観重要公共施設に関する方針（景観法第8条第2項第4号ロ・ハに関する事項）

1. 景観重要公共施設の指定の方針	18
2. 景観重要公共施設の指定	19
3. 景観重要公共施設の整備に関する方針	20
4. 景観重要公共施設の占用等の許可基準	21

第7章 その他の方針

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号イに関する事項）	23
2. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 （景観法第8条第2項第4号ニに関する事項）	23

第8章 景観まちづくりの推進に向けて

1. 継続的な景観まちづくりに向けた体制の構築	24
2. 地域が主体となった景観まちづくりの取組み	25

第1章 棚田の里酒谷 景観計画について

1. 景観計画策定の目的

本市では、「景観法」に基づく様々な景観づくりの仕組みを活用し、日南市らしい景観づくりを進めていくため、平成17年8月に「景観行政団体」となりました。平成19年には「日南市美しいまちづくり景観基本条例」を施行し、「日南市景観形成基本方針」を策定しました。

この「日南市景観形成基本方針」の中で、酒谷地区は、自然環境・景観形成地域に位置づけられ、川、山、田園などの豊かな自然環境やゆとりある集落景観の保全、文化的景観としての棚田や飫肥杉人工美林の保全、自然環境に配慮した景観の保全・形成が方針として示されています。

酒谷地区は、農林水産省の「全国棚田百選」に選ばれた「坂元棚田」があり、文化財保護法に基づく重要文化的景観への選定に向けた取り組みも進められています。

棚田の里酒谷 景観計画は、本地区にある自然景観や集落景観、棚田・飫肥杉人工美林の保全とともに、本地区の景観特性を活かした良好な景観まちづくりの推進を目的として策定するものです。

＜用語解説＞

- | | |
|--------------------|---|
| ○景観法 | ・我が国初の景観についての総合的な法律として平成16年6月に制定された。景観行政団体が「景観計画」を策定することにより、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法律に基づく景観づくりの様々な取組みを活用することができる。 |
| ○景観行政団体 | ・景観法に基づき、景観計画の策定など良好な景観づくりに向けて具体的な取組みを行う団体で、景観行政を担う主体を指す。宮崎県では、本市を含めた19市町村と宮崎県が景観行政団体になっている。（平成24年4月1日現在） |
| ○日南市美しいまちづくり景観基本条例 | ・景観法に基づき、市、市民及び事業者等が連携、協働し、日南の魅力ある景観の保護、育成及び創出に努め、美しいまちづくりに寄与することを目的として定められた条例。 |
| ○日南市景観形成基本方針 | ・日南らしいまちの景観を守り、育て、さらに活力ある日南を創りだし、住まい、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、暮らしやすく、快適なものにしていくために定めた景観形成の基本的な方針。
・酒谷地区は、自然環境・景観形成地区に位置づけられている。 |

＜自然環境・景観形成地域の景観形成基本方針＞

- 1.川、山、田園などの豊かな自然環境と、その中に点在するゆとりある集落景観を保全する。
- 2.文化的景観としての棚田や飫肥杉人工美林などを保全する。
- 3.自然環境に配慮した景観の保全、形成に努める。

2. 景観計画の位置づけ

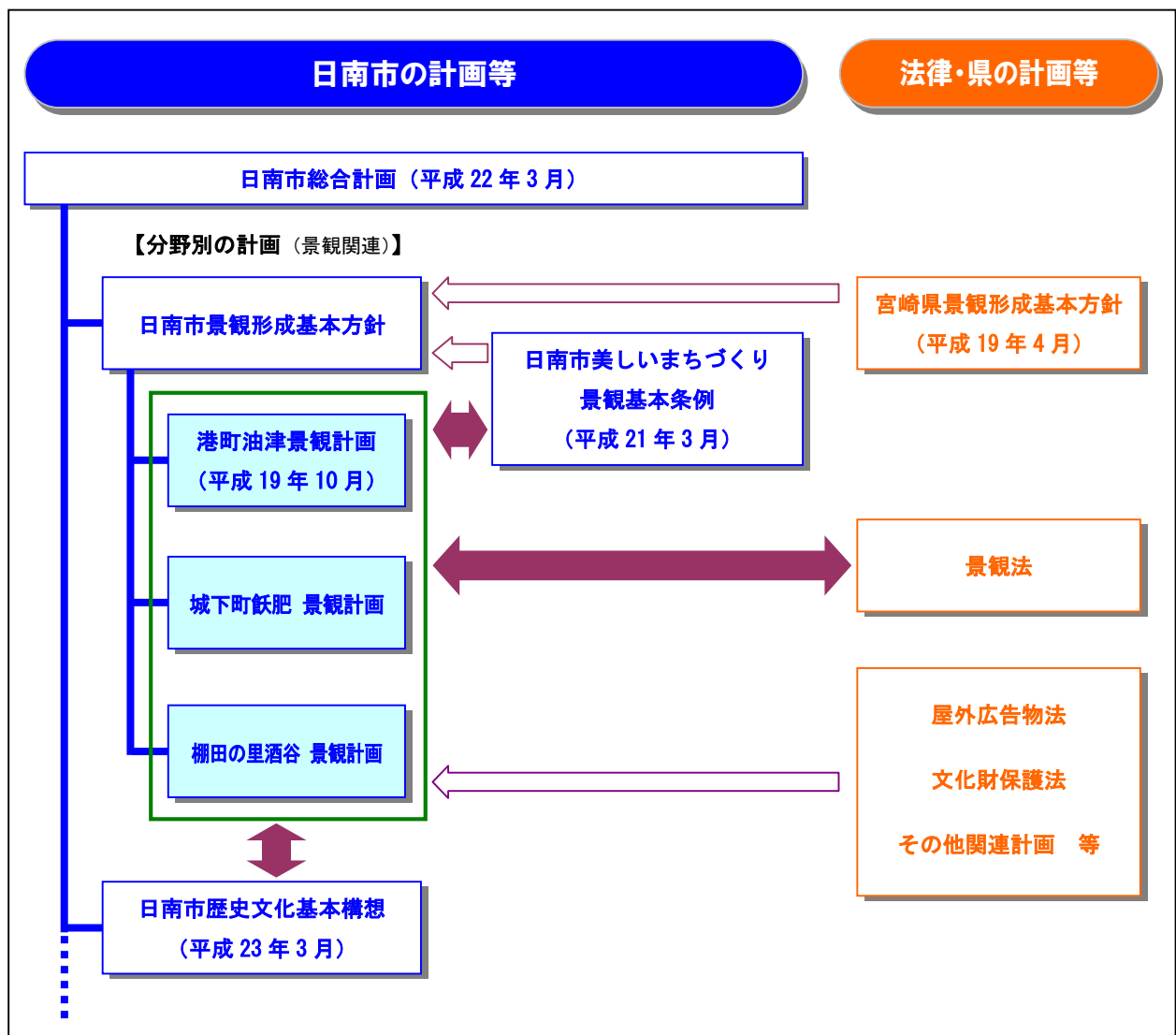
日南市では、平成 22 年 3 月に、「緑と黒潮が育む産業・文化・交流都市」～みんなでつくり わかちあう まち～ を将来像とする「日南市総合計画」を策定しました。

総合計画では、「景観に配慮した美しいまちの創出」を基本方針に掲げており、施策の方針として、自然景観や歴史的・文化的環境を生かした個性豊かな街並みの創出とその保全について、景観条例に基づき、地域住民との協働で行うことを掲げています。

棚田の里酒谷 景観計画は、総合計画で掲げた景観形成に係る方針のもと、「日南市美しいまちづくり景観基本条例」及び「日南市景観形成基本方針」を踏まえ、景観法に基づく法定計画を含めた、酒谷地区の景観まちづくりの基本計画として位置づけます。

また、本地区の良好な景観まちづくりの実現に向けて、様々な行政計画との整合を図るとともに、景観法以外の制度等との整合を図り、これらの仕組みを活用しながら景観まちづくりを推進します。

〈景観計画の位置づけ〉

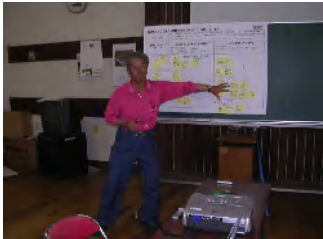


3. 景観計画策定までの流れ

景観計画の策定にあたっては、地区の代表者、地元団体の代表者等で構成される「酒谷地区景観まちづくりワークショップ」を平成 22～23 年度の 2 力年にかけて開催しました。

ワークショップでは、以下のテーマで 5 回開催し、のべ 81 人の参加者の方から貴重なご意見を頂き、景観計画の内容などを検討しました。

＜ワークショップ開催の概要＞

スケジュール		景観計画への反映
 ▲第1回（事務局説明の様子）  ▲第2回（グループ作業の様子）  ▲第3回（グループ発表の様子）  ▲第4回（グループ作業の様子）  ▲第5回（グループ発表の様子）	第1回 12/18 第2回 2/5 第3回 3/12 第4回 10/1 第5回 10/22	テーマ：『まちの宝』を再発見！ ○なぜ景観計画をつくるのか ○地区景観の良いところ、気になるところ テーマ：考えよう『将来のまちのすがた』 ○景観まちづくりの将来像、基本方針の検討 ○景観計画区域の検討 テーマ：語り合おう『景観まちづくり』 ○景観まちづくりの将来像、基本方針の確認 ○景観まちづくりためのルールの検討 テーマ：確かめよう『景観計画の素案』 ○景観計画の素案の確認、意見交換 テーマ：取り組もう『地域の景観まちづくり』 ○地域が主体となった景観まちづくりの取り組み ○景観づくりの推進体制
	H22年度	・第1章／景観計画について ・第2章／景観計画の区域 ・第3章／景観計画区域における良好な景観に関する方針
	H23年度	・第4章／良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ・第5章／景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 ・第6章／景観重要公共施設に関する方針 ・第7章／その他の方針 ・第8章／景観まちづくりの推進に向けて

4. 景観計画の構成

景観法では、景観計画において、下表の①～③を必ず定めるように位置づけられています。また、④を定めることが望ましい事項として、⑤～⑨を必要に応じて定めることができる事項として位置づけられています。

棚田の里酒谷 景観計画では、景観法に位置づけられた下表の①～⑥について具体的な内容を定めるとともに、地区住民の方々が自ら景観まちづくりに取り組むことができるよう、取り組み体制や地域が主体となった景観まちづくりの取り組みについても、景観計画として定めます。

景観計画において定める項目（景観法第8条・第16条関係）	
必須事項	①景観計画の区域 ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
定めることが望ましい事項	④景観計画区域における良好な景観に関する方針
選択事項	⑤景観重要公共施設の整備に関する事項 ⑥景観重要公共施設に関する許可の基準 ⑦屋外広告物の表示・設置に関する事項 ⑧景観農業振興地域整備計画に関する事項 ⑨自然公園法の許可の基準

棚田の里酒谷 景観計画の構成

第1章 棚田の里酒谷 景観計画について

本計画の目的、位置づけ、策定までの流れ、計画の構成について整理しています。

第2章 景観計画の区域

本計画の対象となる範囲を定めています。本計画で示す方針や行為の制限等については景観計画区域内が対象になります。

第3章 景観計画区域における良好な景観に関する方針

景観計画区域内の景観特性を踏まえ、良好な景観まちづくりに向けた課題について整理しています。また、区域内の将来の景観まちづくりの姿や、将来像の実現に向けた取り組みの基本的な方針について定めています。

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観計画区域内では家を建てたりする場合などに届出が必要となり、景観形成基準を満たさなければなりません。本章では、届出が必要となる行為や、行為ごとの景観形成基準を定めるとともに、届出の流れを示しています。

第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物や樹木を指定するための方針を定めています。

第6章 景観重要公共施設に関する方針

景観重要公共施設を指定するための方針や、指定する景観重要公共施設の整備に関する方針、占用等の許可基準について定めています。

第7章 その他の方針

屋外広告物に関することや、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項について整理しています。

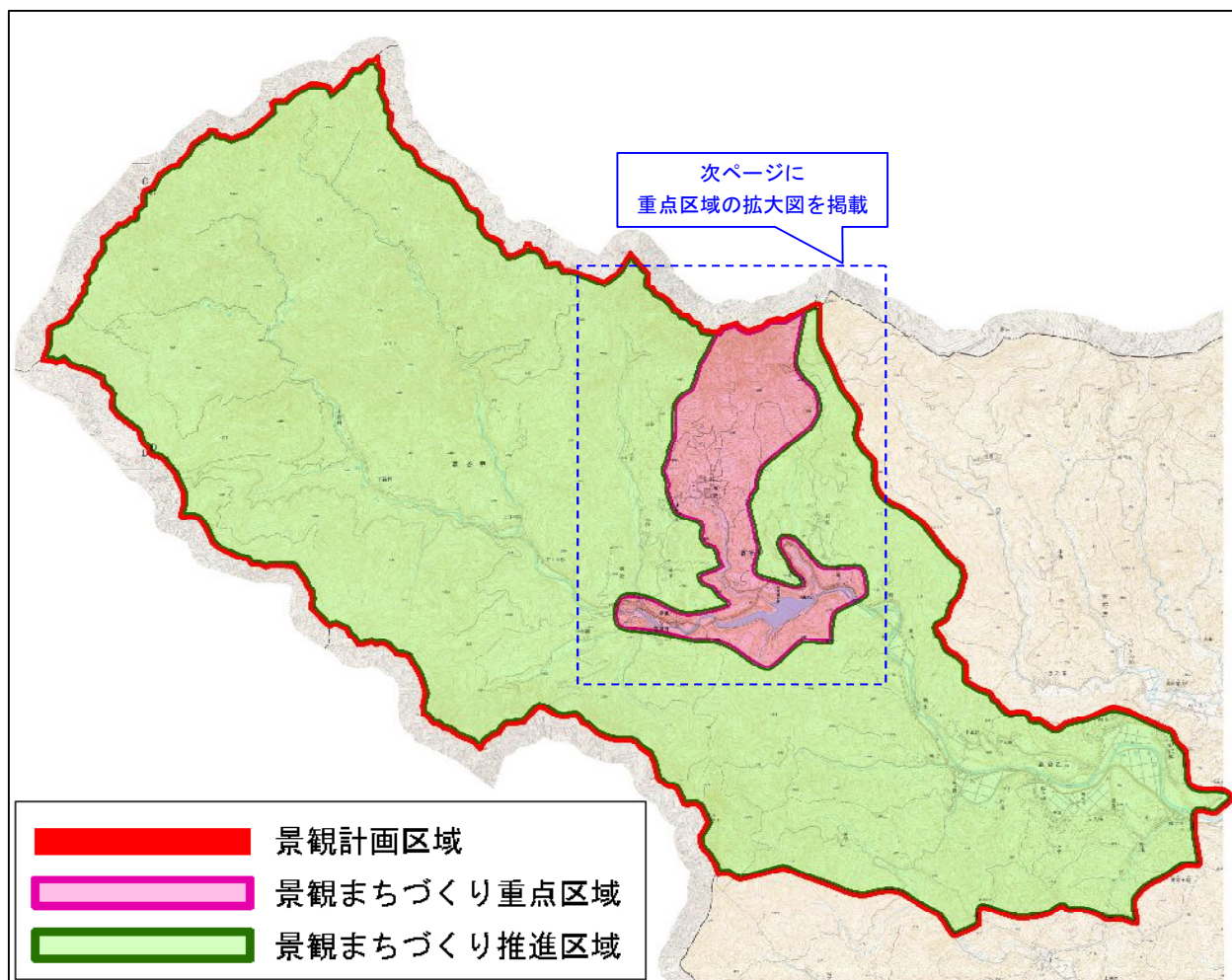
第8章 景観まちづくりの推進に向けて

継続的な景観まちづくりに向けた取り組み体制や、地域が主体となった景観まちづくりの取り組みについて示しています。

第2章 景観計画の区域

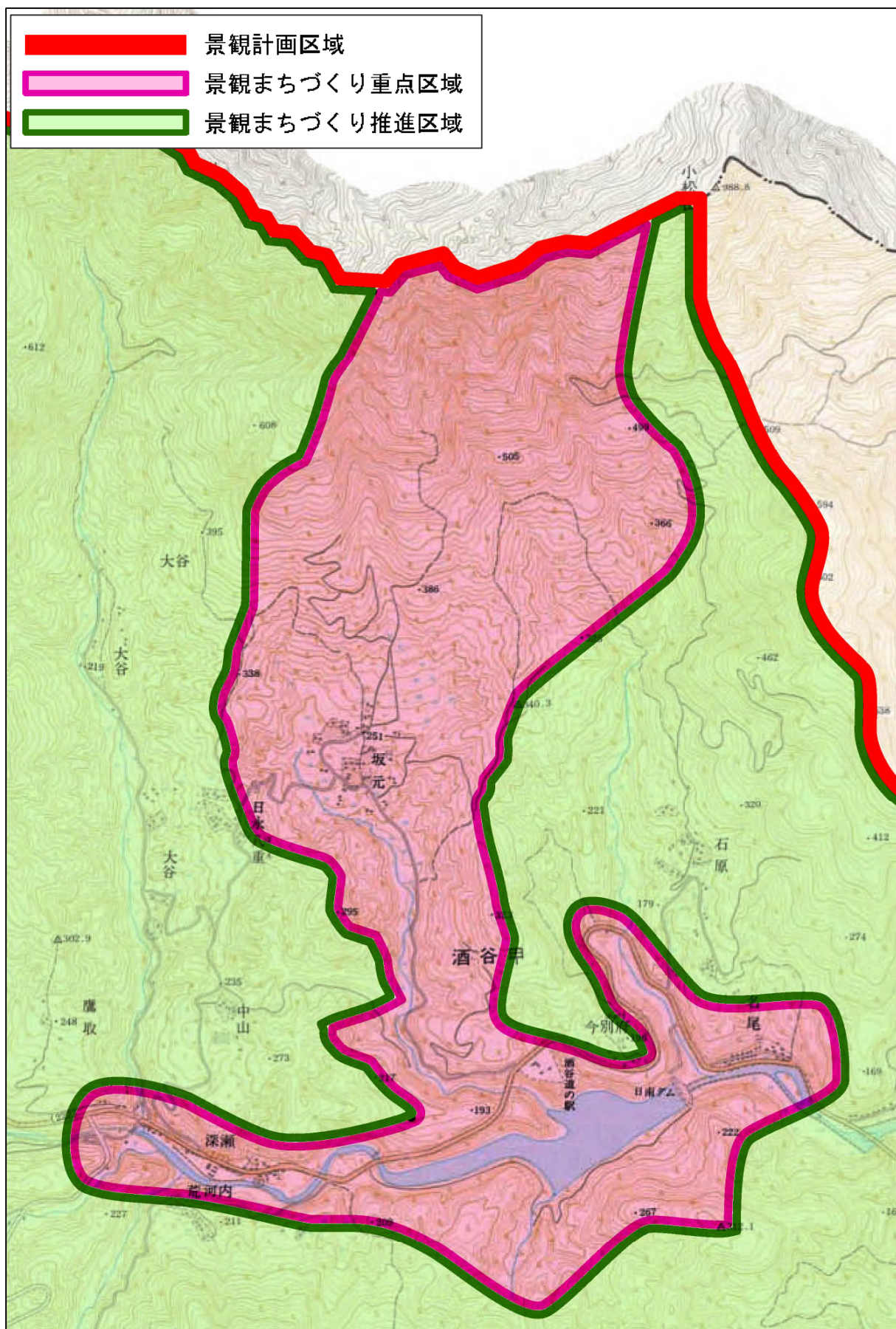
1. 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号に関する事項）

棚田の里酒谷 景観計画の対象となる景観計画区域は、酒谷地区全域として以下のように定めます。



▲景観計画区域

区 域	区域の概況	該当地域
景観まちづくり 重点区域 (約 681ha)	・坂元の棚田周辺の文化的景観を中心に、小松山の山裾、石橋、小布瀬の滝、道の駅酒谷周辺を含む、地区内外の交流活動の中心となっている地区	大字酒谷の一部 (酒谷7区・8区・9区の一部：坂元集落・名尾ノ下集落・深瀬集落)
景観まちづくり 推進区域 (約 7,919ha)	・酒谷地区の地域コミュニティを形成する主要な集落を有する地区 ・石垣を残す集落、酒谷神社、新村大橋など多くの景観資産を有する地区 ・森林、小河川などほとんどが自然的土地利用となっている地区	大字酒谷の一部 (重点区域を除く酒谷地区全域)
全体の面積 (約 8,600ha)		



▲景観計画区域（景観まちづくり重点区域）

第3章 景観計画区域における良好な景観に関する方針

1. 良好な景観まちづくりに向けた課題

酒谷地区において、良好な景観を維持し、後世に伝えていくためには、本地区の景観特性を活かした「まちづくり」としての取り組みが必要です。そこで、本地区における良好な景観づくりに関する取り組みを「景観まちづくり」として位置づけるとともに、景観まちづくりに向けた課題について、本地区の景観特性と問題点を踏まえて以下に整理します。

(1) 棚田や田園、集落をはじめとする文化的景観の保全

石垣で区画された耕地が整然と並び坂元棚田は、背後に餌肥杉林が広がり、棚田と一体となって良好な文化的景観を形成しており、また棚田に水を供給する水路、農道も景観構成の要素となっている。この棚田では日常的な耕作に加え、酒谷地区むらおこし推進協議会、やっちみろかい酒谷等を中心に、棚田オーナー、ボランティアなど多様な主体による地域づくり活動が展開している。

本地区では、坂元をはじめ、榎木田、秋山、片瀬、名尾ノ下、深瀬、小布瀬など国道222号沿いの山あい集落地が形成され、自然景観と調和した良好な集落景観を保っている。一方、民家の老朽化や空き家が目立ってきている。

そのため、こうしたこれまで先人たちが築いてきた棚田や田園、集落をはじめとする豊かな文化的景観の保全、継承が必要である。

(2) 豊かな森林と水辺の自然景観の保全

本地区は、広範に広がる餌肥杉林の中で、四季の移ろいを感じさせる広葉樹林も多く、自然景観も人工林とのコントラストが際立つ特性を持っているが、国道222号沿いでは自然景観となじまない色の建築物なども現れている。一方、清流の酒谷川、日南ダム、小布瀬の滝など豊かな水辺景観にも恵まれ、こうした水辺では、鯉のぼり、ライトアップなどの地域づくり活動の場となっている。

そのため、こうした森林、水辺を、地域の生業を支えてきた重要な宝として捉え、保全していく必要がある。

(3) 広範囲に点在する景観資産の地域活性化への活用

本地区には、酒谷城跡、石原・大谷の石橋、お大師様、獅子舞・神楽、集落地内の神社、巨木など数多くの景観資産があるものの、本地区への交通アクセスや、地区内の景観資産を結び交通ネットワーク、さらには本地区の景観資産に関する情報発信の弱さが指摘されている。

そのため、広範囲に点在する豊かな景観資産を安心・安全な交通ネットワークで結び、回遊性を高めることで、地域づくり活動や情報発信の拠点施設となっている道の駅酒谷とともに、多くの人々が訪れる場として活用することが必要である。

(4) 多様な人材の知恵や協働による持続的なまちづくりの展開

本地区には、棚田、滝、ダム、道の駅など数多くの交流活動基盤が整っているものの、人口減少、高齢化の進行が顕著であり、優れた文化的景観を維持・発展させていく若い担い手の育成や、人材の確保が急務と言える。

そのため、酒谷地区むらおこし推進協議会、棚田オーナー、やっちみろかい酒谷など、地域活動団体との横断的な交流の中で、広範な市民やサポーターを巻き込み、「景観まちづくり」をテーマにした継続的な推進体制の確立が必要である。

2. 景観まちづくりの将来像

本地区の景観特性や景観まちづくりの課題を踏まえ、目指す景観まちづくりの姿として、以下のよう景観まちづくりの将来像を定めます。

<将来像>

癒しの飫肥杉に囲まれる 清流と棚田文化の故郷 酒谷

小松山、男鈴山をはじめとした飫肥杉の豊かな山々に囲まれた酒谷地区は、古くから林業を生業として豊かな生活文化を育んできた。近代以降、杉の需要拡大に応じて、搬出のための道や石橋などが整備され、昭和初期には、国の耕地整理事業で坂元棚田が造られた。棚田の石積、整然と区画された水田は、広がりある森林との一体的な景観を形成している。また、地区内を流れる酒谷川は、清らかな清流を保ち、小布瀬の滝などを有し、本市の水がめの役割を果たしてきた。こうした水、緑の豊かな自然が本地区の宝となっている。

かつては飫肥方面と都城方面を結ぶ交通の要衝として多くの人が行き来し、温かみのある集落内では、豊かなコミュニティが築かれてきた。集落には、落ち着いた民家や石垣があり、のどかな集落景観が形成されている。

また、酒谷城跡、各集落内の神社、祠、神楽・獅子舞など、山間集落独自の信仰や風習に根づいた文化も息づいてもいる。

近年では、人口減少、高齢化が顕著であるが、酒谷地区むらおこし推進協議会によって地域ぐるみのまちづくりがスタートし、精力的な活動が行われている。

私たちは、この恵まれた自然の中で築き上げられてきた生業の中で育まれてきた森林、清流、農地、歴史そのものが本地区の文化的景観の重要な要素であることを記憶に残し、その一体性のある恵まれた景観を「宝」として子どもたちに引き継ぐとともに、この景観を将来にわたり、暮らす人、訪れる人にとって癒され、やすらげる景観であり続けるよう景観まちづくりを推進する。

3. 景観まちづくりの基本方針

(景観法第8条第3項に関する事項)

(1) 基本方針

本地区の景観まちづくりの将来像の実現に向けて、景観まちづくりの基本方針を以下に示します。

①暮らしに根づいた山あいの田園・集落景観を守る

- 石造技術を駆使して開墾された坂元棚田は、山あいの田園景観のシンボルとして、耕地、石積み、農道、用水路をはじめ周辺の山林などと一体的に保全・継承する。
- 坂元、名尾ノ下、小布瀬など点在する集落は、のどかな田園景観になじむように素朴で落ち着きのある集落景観を形成する。



②飢肥杉美林や照葉樹林など一体的な山並み景観、水辺景観を守る

- 小松山、男鈴山などの整然とした飢肥杉美林や四季の移ろいを感じさせる照葉樹林の連続的な山並み景観は、故郷の原風景を構成する重要な要素として、一体的に保全する。
- 小布瀬の滝をはじめ、国道222号や日南ダムなどのダイナミックなみどりや水辺を満喫できる視点場を大切にし、癒しや憩いの場として活用する。



③生活文化や歴史的・文化的景観資産を保全し、活用する

- 交流拠点となっている道の駅酒谷、石原・大谷の石橋をはじめ、酒谷城跡、お大師様、獅子舞・神楽など伝統行事と密接な関わりを持った生活文化を守り、地域内外の交流やふれあいの場として活用する。
- 歴史的・文化的景観資産、自然的な景観資産など、各所に点在する多様な景観資産を活かし、地域ぐるみで景観まちづくりに取り組む。
- 広範囲に点在する豊かな景観資産の活用に向けて、景観資産を結ぶ交通ネットワークとなる道路の安心・安全を確保するため、道路の保全・整備を推進する。



④協働によるまちづくり体制を確立し、地域の価値を高める景観まちづくりを推進する

- 各区の自治会や酒谷地区むらおこし推進協議会など、地区内の既存の地域活動団体をはじめ棚田オーナー、サポーターなどの広範な参加と協働により、交流の促進とともに、持続性ある地域づくりに貢献する人材育成や組織づくりを展開する。また、身近なところから景観まちづくりに取り組む。
- 地域に埋もれた景観資産を発掘し、魅力を高め、景観まちづくり情報として全国に発信する。

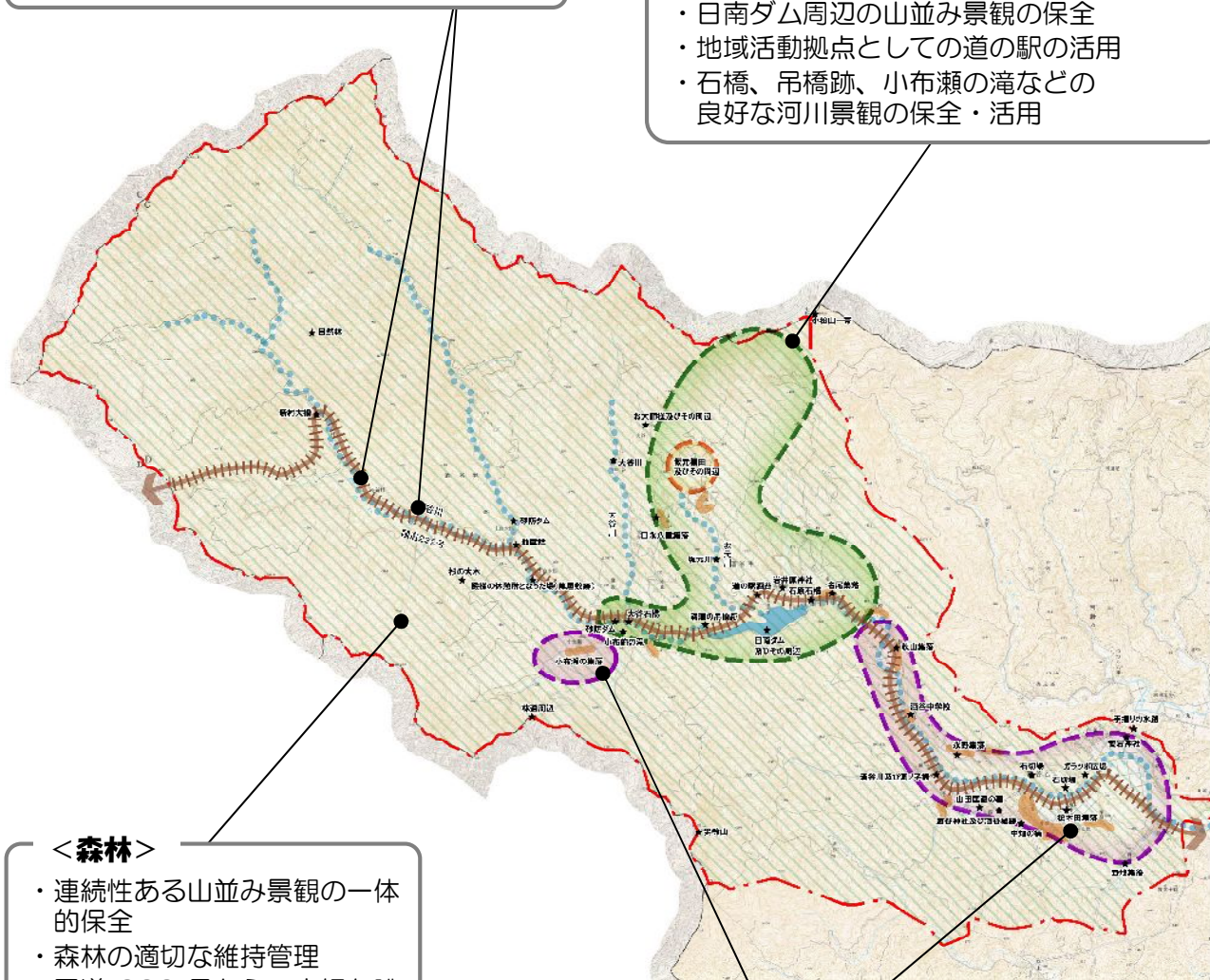


本地区の景観まちづくりの基本方針を踏まえ、エリア毎の景観まちづくりの方針を以下に示します。

＜酒谷川などの河川、国道 222 号＞

- ・ 餌肥杉林、天然林の緑に囲まれた河川沿いの自然環境の保全
- ・ 大規模な建築物・工作物の規模や形態・色などについて周辺との調和
- ・ 沿道の広告物に対する自然景観への配慮

- ・ 棚田、山林などの周辺環境が一体となって創り出す棚田景観の保全
- ・ 棚田、水路、農道などの文化的景観の保全・継承と活用
- ・ 来訪者の交通アクセスや利便性の向上
- ・ 日南ダム周辺の山並み景観の保全
- ・ 地域活動拠点としての道の駅の活用
- ・ 石橋、吊橋跡、小布瀬の滝などの良好な河川景観の保全・活用



- ・連続性ある山並み景観の一体的保全
- ・森林の適切な維持管理
- ・国道 222 号からの良好な眺望景観の確保

- 河川沿いの自然環境の保全
- +++++ 自然景観と調和した道路景観の形成
- ★ 主な景観資産

- ・伝統的な農家住宅、石垣、寺社、地域のシンボルとなる樹木の保全
- ・素朴で落ち着いたある集落景観の形成
- ・背景の山並み、水辺など自然景観との調和
- ・魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出
- ・耕作放棄地の適切な維持管理

(3) 景観計画区域における景観まちづくりの方針

景観まちづくり方針図で示した方針を、景観計画区域ごとに整理し、以下に示します。

景観計画区域の区分	景観まちづくりの方針
景観まちづくり 重点区域	坂元棚田～日南ダム周辺～道の駅酒谷 ・ 棚田、山林などの周辺環境が一体となって創り出す棚田景観の保全 ・ 棚田、水路、農道などの文化的景観の保全・継承と活用 ・ 来訪者の交通アクセスや利便性の向上 ・ 日南ダム周辺の山並み景観の保全 ・ 地域活動拠点としての道の駅の活用 ・ 石橋、吊橋跡、小布瀬の滝などの良好な河川景観の保全・活用
	酒谷川などの河川、国道 222 号 ・ 餌肥杉林、天然林の緑に囲まれた河川沿いの自然環境の保全 ・ 大規模な建築物・工作物の規模や形態・色などについて周辺との調和 ・ 沿道の広告物に対する自然景観への配慮
景観まちづくり 推進区域	集落・農地 ・ 伝統的な農家住宅、石垣、寺社、地域のシンボルとなる樹木の保全 ・ 素朴で落ち着いた集落景観の形成 ・ 背景の山並み、水辺など自然景観との調和 ・ 魅力的なあぜ道や用水路沿道空間の創出 ・ 耕作放棄地の適切な維持管理
	森 林 ・ 連続性ある山並み景観の一体的保全 ・ 森林の適切な維持管理 ・ 国道 222 号からの良好な眺望景観の確保

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号に関する事項)

1. 届出対象行為

景観計画区域において、以下に定める行為を行う場合、あらかじめ市に届出を行う必要があります。

届出対象行為		行為の規模	
		景観まちづくり 重点区域	景観まちづくり 推進区域
建築物 ^{※1}	新築、増築、改築 ^{※2} 若しくは移転	すべて	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更に係る部分の見付面積が 10㎡以上のもの	
工作物 ^{※3}	新設、増築、改築若しくは移転	すべて	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
	石垣の除却	見付面積が10㎡以上のもの	
開発行為 ^{※4}		すべて	3,000㎡を 超えるもの
屋外における土石、廃棄物 ^{※5} 、再生資源 ^{※6} その他の 物品の集積・堆積・貯蔵		10㎡を超える行為 若しくは高さ1.5m を超えるもので、 堆積期間90日以上 のもの	500㎡を超える行為 若しくは高さ2.0m を超えるもので、 堆積期間90日以上 のもの
土地の形質の変更 (ただし、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、 その他の土地の形質の変更 ※開発行為は除く)		すべて	3,000㎡を 超えるもの
木竹の植栽又は伐採 (保安林 ^{※7} での行為を除く)		土地の用途変更となるものすべて	

※1：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物とする。

※2：改築とは、建築物の全部又は一部を除却し、既存建築物と用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる行為。

※3：日南市美しいまちづくり景観基本条例施行規則第2条に規定する工作物とする。

※4：都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為とする。

※5：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物とする。

※6：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源とする。

※7：森林法第25条第1項、第25条の2第1項及び第2項により指定された保安林。

【届出対象除外行為】

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為（日南市美しいまちづくり景観基本条例施行規則第4条）
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木について許可を受けて行う行為
- ・ 棚田の里山谷 景観計画の告示日において既存、若しくはすでに着手している行為
- ・ その他景観法第16条第7項に定められている行為 など

2. 事前協議

届出対象行為のうち、以下に該当する大規模的な行為を行う場合は、事前協議が必要です。

行 為		事前協議の対象
建築物		高さが10mを超えるもの、 又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物	擁壁、垣、さく、門、塀その他これらに類するもの	高さが3mを超えるもの
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが6mを超えるもの
	コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが15mを超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔、石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの	高さが8mを超えるもの
	ゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	敷地面積が3,000㎡以上のもの
開発行為		3,000㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物品の集積・堆積・貯蔵		1,000㎡以上のもの
土地の形質の変更		3,000㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採		3,000㎡以上のもの

3. 景観形成基準

届出対象行為については、以下に示す景観形成基準を満たす必要があります。

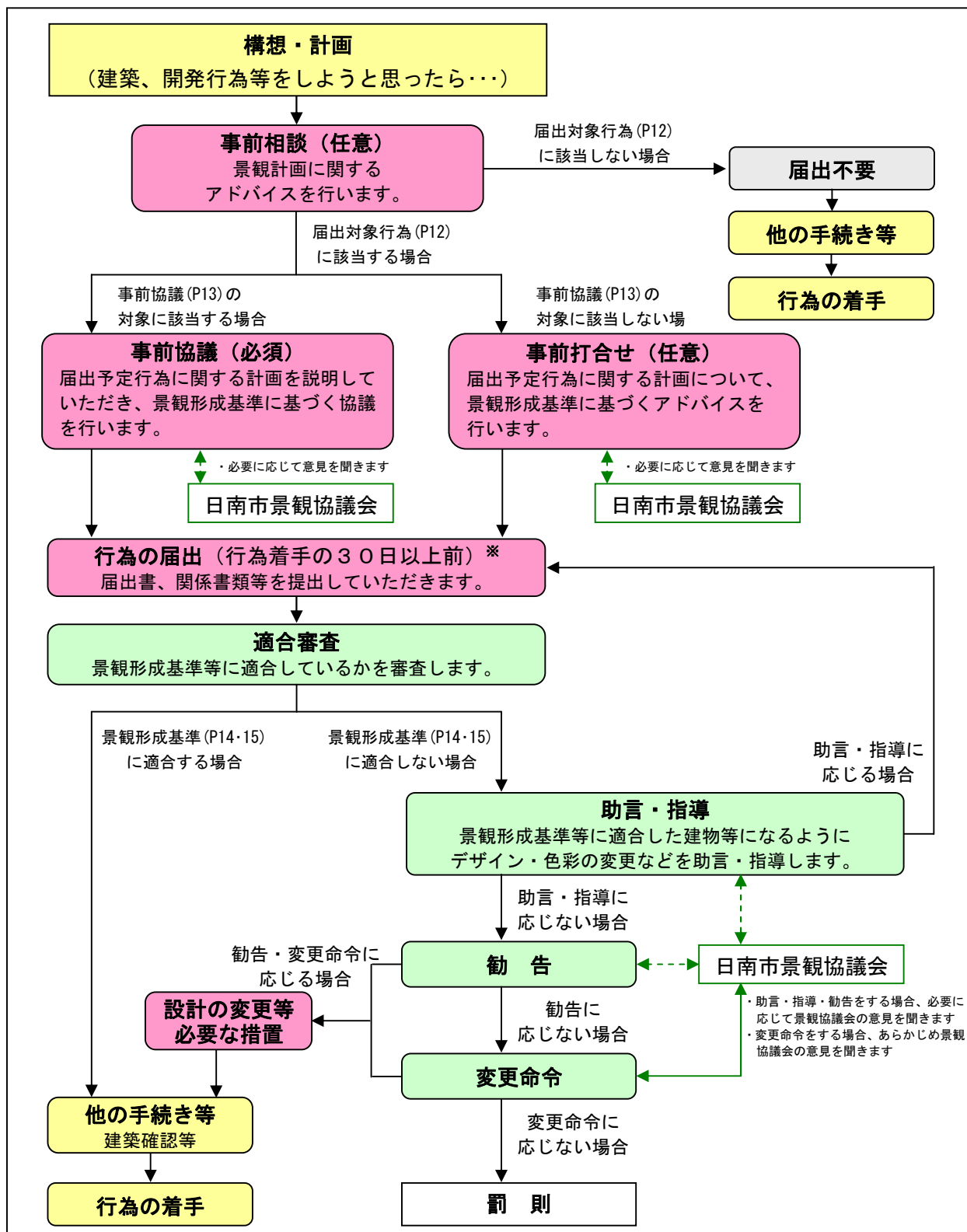
ただし、市長が景観協議会の意見を聴いた上で認めるものについては、この限りではありません。

景観計画区域の区分				景観まちづくり重点区域
景観形成基準	建築物・工作物	高さ	建築物	・ 10m 以下とする。 ・ 周辺の景観と調和し突出感を与えないことや、山々の稜線を遮らない高さとするなど、良好な景観への眺望を著しく妨げないよう努める。
			工作物	・ 周辺の景観と調和し突出感を与えないことや、山々の稜線を遮らない高さとするなど、良好な景観への眺望を著しく妨げないよう努める。
		位 置		・ 既存の地形、樹木その他景観的特長を活かした配置に努める。 ・ 良好な沿道景観を形成するため、周辺建築物等との位置を考慮し、調和に努める。 ・ 作業小屋等は、景観への影響が大きな場所を避けて設置するよう努める。
		色 彩		・ 建築物・工作物の外観の色彩は、以下のとおりとする。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・ 建築物・工作物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。
		形態・意匠	建築物	・ 地域の伝統的な集落景観や自然景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する形態や意匠に努める。 ・ 自然素材の活用に努める。
			工作物	・ 集落の石垣の保全に努め、柵・塀を設ける場合、建築物と調和するように形態、意匠を工夫する。 ・ 鉄塔等の大規模工作物は、威圧感を軽減するなど、自然景観に与える影響が最小限となるよう努める。 ・ 自然素材の活用に努める。
		開発行為		・ 既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑える。 ・ 土地の地形や地勢が周辺の景観になじむよう努める。 ・ 既存の樹木・樹林は、景観上良好なものは可能な限り保全する。 ・ 生じた法面などは、緑化等により、周辺の景観になじむよう努める。
		屋外における物品の集積、貯蔵		・ 道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵する。または、敷地外周部などに植栽等の修景措置を講じる。
	土地の形質の変更		・ 農道、林道、耕作道等は、整備する素材や設置場所、規模など、地域景観に配慮したものとする。 ・ 石積の新設・修復にあたっては、工法・素材などを地域の伝統や歴史に配慮するよう努める。 ・ 棚田の形態を変更しないよう努める。 ・ 信仰に係る施設（石造物、建造物等）を保存する。	
	木材の伐採又は植栽		・ 伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努める。また、森林以外の用途に供する場合は、周辺の景観との調和に努める。 ・ 伐採予定地に景観的に寄与している樹木がある場合は、保全に努める。 ・ 植栽にあたっては、周辺の景観資産等の妨げとならないよう努める。 ・ 地形の改変を行わないように配慮した森林施業に努める。	

景観計画区域の区分				景観まちづくり推進区域
景観形成基準	建築物・工作物	高さ	建築物	・ 15m 以下とする。 ・ 周辺の景観と調和し突出感を与えないことや、山々の稜線を遮らない高さとするなど、良好な景観への眺望を著しく妨げないよう努める。
			工作物	・ 周辺の景観と調和し突出感を与えないことや、山々の稜線を遮らない高さとするなど、良好な景観への眺望を著しく妨げないよう努める。
		位 置		・ 周辺と調和するように釣り合い良く配置する。
		色 彩		・ 建築物・工作物の外観の色彩は、以下のとおりとする。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・ 建築物・工作物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。
		形態・意匠	建築物	・ 地域の伝統的な集落景観や自然景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する形態や意匠に努める。 ・ 自然素材の活用に努める。
			工作物	・ 集落の石垣の保全に努め、柵・塀を設ける場合、建築物と調和するように形態、意匠を工夫する。 ・ 鉄塔等の大規模工作物は、威圧感を軽減するなど、自然景観に与える影響が最小限となるよう努める。 ・ 自然素材の活用に努める。
	開発行為		・ 既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑える。 ・ 土地の地形や地勢が周辺の景観になじむよう努める。 ・ 既存の樹木・樹林は、景観上良好なものは可能な限り保全する。 ・ 生じた法面などは、緑化等により、周辺の景観になじむよう努める。	
	屋外における物品の集積、貯蔵		・ 道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵する。または、敷地外周部などに植栽等の修景措置を講じる。	
	土地の形質の変更		・ 農道、林道、耕作道等は、整備する素材や設置場所、規模など、地域景観に配慮したものとする。 ・ 信仰に係る施設（石造物、建造物等）を保存する。	
	木材の伐採又は植栽		・ 伐採跡地は、森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防止及び生態系の保全に努める。また、森林以外の用途に供する場合は、周辺の景観との調和に努める。 ・ 伐採予定地に景観的に寄与している樹木がある場合は、保全に努める。 ・ 植栽にあたっては、周辺の景観資産等の妨げとならないよう努める。 ・ 地形の改変を行わないように配慮した森林施業に努める。	

4. 届出のフロー

「1. 届出対象行為」に該当する行為を行う際は以下のフローに沿って届出を行うとともに、景観形成基準に適合させる必要があります。



※景観法の規定（景観法第18条第1項）により、届出から30日間は行為に着手できません。

ただし、審査の結果、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、着手制限の期間を短縮することができます（景観法第18条第2項）。

第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号に関する事項)

酒谷地区において景観上優れた建造物や樹木を保全するとともに、景観まちづくりに活かしていくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。今後、この方針に則して具体的な建造物や樹木の指定を検討していきます。

1. 景観重要建造物の指定の方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している当該建造物の敷地、その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、かつ、酒谷地区の良好な景観まちづくりに重要なもので、次に示す項目のいずれかに該当する建造物を、景観重要建造物として指定していきます。

- (1) 建造物の外観等が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観まちづくりに寄与する建造物
- (2) アイストップに位置する等、景観まちづくりに取組む上で重要な位置にある建造物
- (3) 地区住民や来訪者に親しまれ、当該地区の良好な景観まちづくりに影響を与える建造物

2. 景観重要樹木の指定の方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、かつ、酒谷地区の良好な景観まちづくりに重要なもので、次に示す項目のいずれかに該当する樹木を、景観重要樹木として指定していきます。

- (1) 樹容が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観まちづくりに寄与する樹木
- (2) アイストップに位置する等、景観まちづくりに取組む上で重要な位置にある樹木
- (3) 地区住民や来訪者に親しまれ、当該地区の良好な景観まちづくりに影響を与える樹木

第6章 景観重要公共施設に関する方針

(景観法第8条第2項第4号ロ・ハに関する事項)

1. 景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、公園等の公共施設は、建物や工作物等とともに地域の景観を構成する要素の一つであり、公共施設が地域の景観づくりに果たす役割は大きく、その整備に当たっては、周辺の景観への配慮が求められます。

「景観重要公共施設」とは、良好な景観づくりに向けた取組みを周辺と一体的に行うことが期待される公共施設について、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものです。酒谷地区では、以下の方針に従って景観重要公共施設を定めます。

- (1) 酒谷地区の良好な景観まちづくりを推進する上で、重要な景観要素となる公共施設
- (2) 当該公共施設の整備等により、酒谷地区の一体的な景観まちづくりに寄与する公共施設
- (3) 当該公共施設そのものが、酒谷地区の良好な景観まちづくりに大きな影響を与える公共施設
- (4) その他酒谷地区の良好な景観まちづくりの推進に際して重要となる公共施設

2. 景観重要公共施設の指定

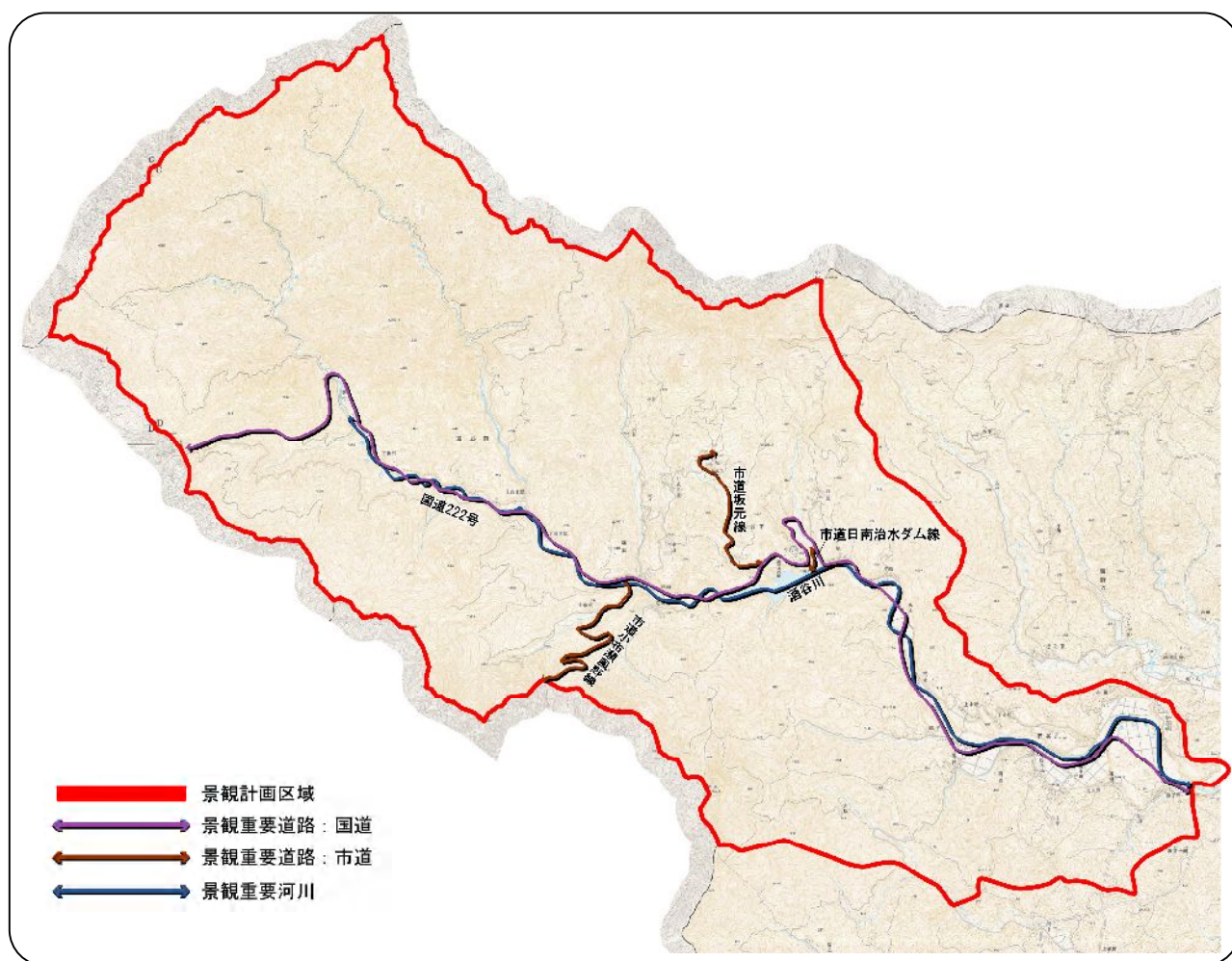
景観重要公共施設の指定の方針に従い、以下の公共施設を景観重要公共施設として定めます。

(1) 国道・県道・市道（本計画では「景観重要道路」とする）

- ・国道 222 号
- ・市道日南治水ダム線
- ・市道坂元線
- ・市道小布瀬風野線

(2) 河川（本計画では「景観重要河川」とする）

- ・二級河川：広渡川水系 酒谷川



▲景観重要公共施設の位置

3. 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設として位置づける公共施設の整備に関する方針は、以下のとおりとします。

（１）景観重要道路の整備に関する方針

- ①自然景観や集落の景観、その他周辺の景観に配慮した構造、仕上げにする。
- ②交通安全施設を設ける場合には、華美なデザインを避け、自然景観になじむ落ち着いたデザインを用いる。
- ③景観重要道路の維持・管理等に際しては、現状の自然景観や集落の景観等を変化させないよう留意する。
- ④その他景観重要道路の整備等に際しては、景観計画の景観まちづくりの基本方針や宮崎県公共事業景観形成指針等に則した整備を行う。

（２）景観重要河川の整備に関する方針

- ①自然景観や集落の景観、その他周辺の景観に配慮した構造・仕上げにする。
- ②管理施設を設ける場合には、華美なデザインは避け、自然景観になじむ落ち着いたデザインを用いるとともに、施設周辺の緑化に努める。
- ③河川生物の生育環境を保全し、周辺の植生景観をできるだけ維持するよう努める。
- ④景観重要河川の維持・管理等に際しては、現状の自然景観や集落の景観等を変化させないよう留意する。
- ⑤その他景観重要河川の整備等に際しては、景観計画の景観まちづくりの基本方針や宮崎県公共事業景観形成指針等に則した整備を行う。

4. 景観重要公共施設の占用等の許可基準

景観重要公共施設における占用等の許可基準は、以下のとおりとします。

(1) 景観重要道路における道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

許 可 の 基 準
○工作物等の形態は、自然景観と調和するような形態に努める。
○工作物等の材質は、経年美化やメンテナンスを考慮し、光沢のあるもの、反射性のあるもの等、周辺から突出するような素材の使用は避ける。
○工作物等の配置は、周辺の自然景観との調和や眺望点からの眺望に留意する。
○工作物等の色彩は、法令等で記されているものを除き、原則として明度7以上の場合彩度2以下、明度5以上7未満の場合彩度3以下、明度5未満の場合彩度6以下とする。
○その他景観を著しく損なうような行為はできる限り避け、景観まちづくりの基本方針及び景観重要道路の整備に関する方針を妨げないものとする。

(2) 景観重要河川における河川法第24条、第25条、第26条第1項 又は第27条第1項の許可の基準

許 可 の 基 準
○工作物等の形態は、自然景観と調和するような形態に努める。
○工作物等の材質は、経年美化やメンテナンスを考慮し、周辺から突出するような素材の使用は避ける。
○その他景観を著しく損なうような行為はできる限り避け、景観まちづくりの基本方針及び景観重要河川の整備に関する方針を妨げないものとする。

【適用除外】

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可基準等に関して、以下に該当するものについては適用除外とする。

- ・道路標識の表示面等、法令で定められているもの
- ・安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ・棚田の里酒谷景観計画の施行時点で現に占用許可等を受けて現存するもの（外観の変更を生じないものに限る。）
- ・地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの

〈参考：関係法令〉

道路法	〔道路の占用の許可〕 ○道路法第32条第1項 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 六 露店、商品置場その他これらに類する施設 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの ○同条第3項 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞がないと認められる軽易なもので、政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
河川法	〔土地の占用の許可〕 ○河川法第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く、以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 〔土石等の採取の許可〕 ○河川法第25条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。 〔工作物の新築等の許可〕 ○河川法第26条第1項 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者も同様とする。 〔土地の掘削等の許可〕 ○河川法第27条第1項 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

第7章 その他の方針

1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第4号イに関する事項)

屋外広告物は、賑わいあるまちなみを演出するなどの景観面での効果がある一方、無秩序な設置や周辺の景観との調和に配慮しない設置は、地域の良好な景観を阻害することになります。

そのため、宮崎県では、都市や自然景観の維持と危害を防止することを目的とした「宮崎県屋外広告物条例」を定めており、日南市においては県の条例に基づく制限が行われています。

本地区では、今後も県の条例に基づき、県と市で連携して取り組んでいきます。

2. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する 基本的な事項 (景観法第8条第2項第4号ニに関する事項)

景観農業振興地域整備計画は、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域において定めるものです。景観農業振興地域整備計画では、以下の項目について定めることになっています。

- ①景観農業振興地域整備計画の区域
- ②景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
- ③農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- ④農用地等の保全に関する事項
- ⑤農業の近代化のための施設の整備に関する事項

酒谷地区では、重要文化的景観の選定に向けた取り組みが行われているところであり、今後、重要文化的景観の取り組み状況を踏まえながら、本計画の必要性について検討していきます。

第8章 景観まちづくりの推進に向けて

酒谷地区では、第4章で掲げた景観法に基づく届出制度の実施とともに、地区住民が主体となって、景観まちづくりに取り組みます。

「景観まちづくり」とは、自分たちの地域にある景観について、貴重な景観資源であることを認識し、その景観資源の価値や魅力を資産として共有するとともに、**市民・事業者・行政等が協働し、維持・継承・改善に努め、景観を地域のまちづくりに活かした様々な取り組み**のことと言えます。また、現在の良好な景観を大切に保存することだけでなく、新たに美しく魅力的な景観を作り出すことも含みます。

1. 継続的な景観まちづくりに向けた体制の構築

(1) 酒谷地区むらおこし推進協議会を活かした景観まちづくり体制の構築

本市では、新しい地域自治組織の枠組みとして、市民・自治会・コミュニティ組織・市民活動団体など多様な主体が参加し、地域住民主体による地域づくりを行う「地域連携組織」の設立が進められています。

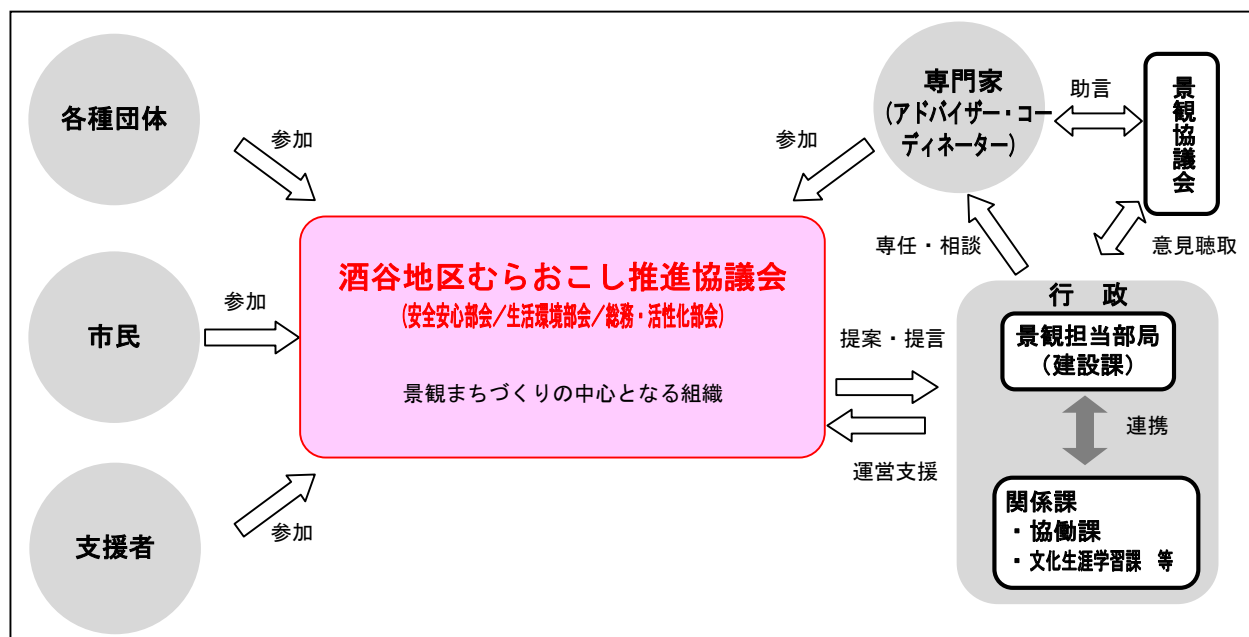
本地区では、地域連携組織として平成22年に「酒谷地区むらおこし推進協議会（以下、むらおこし協議会）」が発足しました。

むらおこし協議会は、3部会（総務・活性化、安全安心、生活環境）で構成され、地区住民をはじめ、地域のまちづくり団体や小中学校関係者及び消防団員など、地域総参加型の組織として、祭りの開催、伝統芸能の継承、交通安全活動、植栽活動など、様々な自主活動が行われています。

こうしたことから、本地区の継続的な景観まちづくりの推進については、むらおこし協議会内に景観まちづくりに関わる取り組みを部会に位置づけるなど、地域連携組織の枠組みを活かした景観まちづくりの組織体制の構築を検討します。

なお、むらおこし協議会の活動においては、地区住民の景観まちづくりに対する関心を高める取り組みを行うとともに酒谷地区の景観まちづくりに関心を持つ市民や団体、支援者の輪を広げ、地域全体が一体となって継続的に景観まちづくりに取り組んでいくための体制の強化を図ります。

市では、こうしたむらおこし協議会の取組みが効率的・効果的に行われるよう、関連部局との情報共有や連携により、専門家の派遣や景観まちづくりのノウハウ提供など協力・支援を行います。



▲酒谷地区における景観まちづくり体制のイメージ

2. 地域が主体となった景観まちづくりの取り組み

この景観計画の策定に際して開催したワークショップでは、身近なことから始める様々な景観まちづくりのアイデアが提案されました。酒谷地区では、ワークショップで提案された景観まちづくりのアイデアを参考に、地区住民が主体となって、身近なところから景観づくりに取り組んでいきます。

（１）景観資産を「学ぶ」取り組み

地域が主体となった景観まちづくりの取り組みに向けては、まず、地区に住む住民が、地区内の景観資産を見つめ直し、景観まちづくりの大切さを共有する必要があります。

そのため、子ども達や若い世代など、地区に関わる幅広い世代が継続的に景観まちづくりに参加することができるよう、楽しみながら景観まちづくりを学ぶ機会づくりや、取り組みの場づくりを行っていきます。

【ワークショップで出されたアイデア】

- ・ ゲナゲナ話を集めたマップ作成
- ・ 案内板の設置
- ・ 景観に関わるワークショップ、勉強会の開催
- ・ 環境教育の意味を持たせた活動の実施
- ・ 地域の人材が持つノウハウの発掘

など

（２）景観資産を「守る」取り組み

本地区の景観は、先人たちが林業や農業の生業のなかで築き上げ、守り伝えてきた歴史ある地域の宝であり、次の世代へと引き継いでいく必要があります。

このような景観資産を今後も守っていくため、維持・管理活動や人材の育成、他団体との交流機会の形成を行っていきます。

【ワークショップで出されたアイデア】

- ・ 山並みをはじめ、水面の流木・ごみ類の適切な維持、管理活動
- ・ ウォーキングイベント
- ・ 季節の花・木の植栽を通しての交流
- ・ 後継者や人材の育成
- ・ 他地区のまちづくり団体との交流

など

（３）景観資産を「活かす・育てる」取り組み

景観資産を「活かす・育てる」取り組みとして、本地区固有の資源の良さを多くの人々に発信する取り組みや、今ある景観資産を活かしてゆっくり回遊できる環境づくり、体験イベントの実施などに取り組みます。

【ワークショップで出されたアイデア】

- ・ マスコミを活用したPR活動
- ・ インターネットの活用
- ・ 休憩所や散策コースの改善
- ・ 集落民家、古民家を活用した民宿
- ・ 若い世代が訪れ、地域と接することのできる場づくり

など

